

令和7年第2回（臨時会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和7年5月8日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和7年5月8日 10時00分		議長	西 昭 夫		
	散 会	令和7年5月8日 10時54分		議長	西 昭 夫		
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名 欠員 0名
	1	由本好史	○	5	山本勝喜	○	
	2	西 朋子	○	6	山本翔太	○	
	3	松本俊清	○	7	向出 健	○	
	4	山本麻也	○	8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	山本篤志	○	会計管理者	石原千明	○	
	参事兼希望 のまち推進 課 長 事務取扱	田中邦夫	○	税 住 民 課 長	草水英行	○	
	参 事	前田早知子	○	保 健 福 祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政 課 長	森本貴代	○	建 設 産 業 課 長	植田将行	○	
	総務財政課 担当課長	吉田和秀	○	人 権 啓 発 課 長	増田紀子	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議 会 事 務 局 主 任	東浦 翼	○	
会 議 録 署名議員	由本好史			西 朋子			
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

# 令和7年第2回笠置町議会臨時会会議録

令和7年5月8日～令和7年5月8日 会期1日間

議 事 日 程 (第1号)

令和7年5月8日 午前10時00分開議

日程第1. 会議録署名議員の指名

日程第2. 会期決定の件

日程第3. 諸般の報告

日程第4. 副議長選挙の件

日程第5. 議席の一部変更の件

日程第6. 承認第1号 笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件

日程第7. 承認第2号 笠置町国民健康保険税条例一部改正に伴う専決処分の承認を求める  
件

日程第8. 閉会中の継続調査の件

開 会 午後10時00分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和7年5月第2回笠置町議会臨時会が招集されましたところ、ご出席いただきましてご苦労さまです。

本臨時会に提案されます案件については、慎重なご審議をお願いいたしますとともに、議会運営がスムーズに進みますよう、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

ただいまから、令和7年5月第2回笠置町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

---

議長（西 昭夫君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則 第127条の規定により、1番 由本好史議員及び、2番 西朋子議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いいたします。

---

議長（西 昭夫君） 日程第2、「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

去る3月28日、向出健議員から一身上の都合により副議長の職を辞したい旨の願い出がありました。閉会中であつたため、地方自治法第108条の規定により、議長において3月31日にこれを許可しましたので報告いたします。

3月定例会にて設置いたしました議会活性化特別委員会の正副委員長が決定しましたのでご報告いたします。

委員長に由本好史議員、同副委員長に西昭夫と決定しました。

議会運営上、今臨時会におきまして、不穏当な発言があつた場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長。

町長（山本篤志君） おはようございます。本日ここに令和7年第2回笠置町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

まず3月定例会においてご承認いただきました機構改革でございます。4月1日付で、希望のまち推進課を設置し、合わせて19名の人事異動を行いました。管理職の異動も行いましたので本会議で出席いたします管理職を紹介いたします。

まず京都府からの派遣で、参事兼希望のまち推進課長事務取扱、田中邦夫でございます。参事兼希望のまち推進課長事務取扱（田中邦夫君） 田中でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

町長（山本篤志君） 次に参事、前田早知子。

参事（前田早知子君） 前田です。よろしくお願いいたします。

町長（山本篤志君） 総務財政課長、森本貴代。

総務財政課長（森本貴代君） 森本でございます。よろしくお願いいたします。

町長（山本篤志君） 総務財政課担当課長、吉田和秀。

総務財政課担当課長（吉田和秀君） 吉田です。よろしくお願い致します。

町長（山本篤志君） 会計管理者、石原千明。

会計管理者（石原千明君） 石原でございます。よろしくお願いいたします。

町長（山本篤志君） 税住民課長、草水英行。

税住民課長（草水英行君） 草水でございます。よろしくお願いいたします。

町長（山本篤志君） 保健福祉課長、岩崎久敏。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 岩崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

町長（山本篤志君） 建設産業課長、植田将行。

建設産業課長（植田将行君） 植田でございます。よろしくお願いいたします。

町長（山本篤志君） 人権啓発課長、増田紀子。

人権啓発課長（増田紀子君） 増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

町長（山本篤志君） 以上でございます。

4月から新たな体制で課題解決に向け、業務を進めているところでございますので、どうか皆様よろしくお願いいたします。

それでは町政の状況について報告をさせていただきます。

令和6年度の町政施行90周年記念イベントの締めくくりとして、3月29日土曜日に、笠置桜まつりを開催いたしました。今年の春は寒暖差が大きく、冷え込みが続いたため、桜

はまだつぼみという中での開会でしたが、好天にも恵まれ多くの方にご来場いただき、盛会のうちに終えることができました。

また、4月8日には笠置小学校の入学式が、4月9日には笠置中学校の入学式がそれぞれ挙行されました。笠置町の宝である子供たちが生き生きと学び育つ環境を整えていく必要があると、私自身改めて気を引き締めたところでございます。

次に町内外の皆様にご心配をおかけしておりますキャンプ場営業につきましては、7月1日以降も引き続き営業を行ってまいります。さらに、今後も安定した運用を行うこと、利用者のニーズに応え多くの方に利用していただくこと、加えていこいの館のその運営再開と町全体のにぎわいづくり等を確実に実行するため、これらの業務を一体的に事業展開したいと考えております。これは、人口減少や経済衰退などの困難な状況に直面する笠置町を、希望の生む町へと再構築するための構想策定及び具体的な実行計画の立案推進を目的とし、単発的なイベントや短期的な施策ではなく、持続可能で確信的なアプローチによって、町を活性化することを目指しております。

本臨時会に提出します案件は、地方税法の改正に伴う専決処分の承認案件2件でございます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（西 昭夫君） 日程第4、副議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

（議場を閉鎖）

議長（西 昭夫君） ただいまの出席議員は8人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に西朋子議員及び、山本翔太議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙を配布）

議長（西 昭夫君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。白票は無効とします。

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

（「なし」の声）

議長（西 昭夫君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

議長 (西 昭夫君) 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

(点呼、投票)

議長 (西 昭夫君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (西 昭夫君) 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。西朋子議員及び、山本翔太議員、開票の立会いをお願いします。

(開 票)

議長 (西 昭夫君) 選挙の結果を報告します。

投票総数 8 票、有効投票 4 票、無効投票 4 票です。

有効投票のうち、由本好史議員 4 票、以上のおりです。

この選挙の法定得票数は 1 票です。したがって、由本好史議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

議長 (西 昭夫君) ただいま副議長に当選されました由本好史議員が議場におられます。会議規則第 3 3 条第 2 項によって当選の告知をします。

副議長承諾のあいさつをお願いいたします。由本好史議員。

副議長 (由本好史君) ただいま、議員各位の御推挙により副議長の重職につくことになりました。誠に光栄の至りに存じます。

議長と共に誠意を尽くし公正と議会の円満なる運営をはかり、町政発展のために努力をいたす所存であります。議員各位の御支援と御協力をお願いいたしまして就任のごあいさつといたします。

---

議長 (西 昭夫君) 日程第 5、議席の一部変更を行います。

会議規則第 4 条第 3 項の規定で、議長は、必要があると認めるときは議席を変更することができとなっております。

申合せによりまして、副議長は 7 番議席となっておりますので、7 番は由本好史議員、1 番は向出健議員としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 異議なしと認めます。

したがって議席の一部変更については、7番は由本好史議員、1番は向出健議員と決定しました。

議席の移動のため、これより暫時休憩します。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時40分

議長(西 昭夫君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

議長(西 昭夫君) 日程第6、承認第1号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長(山本篤志君) 承認第1号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第7号)等が令和7年3月31日に交付されました。法人番号の定義条項変更、原動付自転車における新たな基準設定などが同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となり、地方自治第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長(草水英行君) それでは承認第1号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件についてご説明をさせていただきます。

新旧対照表にて説明させていただきますので、議案書の3ページをご覧ください。今回の税条例一部改正におきましては、法人番号の定義をしている法律の条項の整理が全体的に影響しております。具体的には行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が改正されておきまして、法人番号の定義がされていた第2条第15項が第2条第16項とされたことに伴う条文の改正をしております。

新旧対照表3ページでございますが、第36条の2、こちら町民税の申告になっておきまして、その下の第63条の2、施行規則第15条の3第3項などの規定によります補正方法

の申し出、こちらにつきましては先ほどご説明をさせていただきました法人番号にかかる法律条項の整理にかかるものでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。第82条、種別割の税率ということでこちら新基準、原付バイクにかかる軽自動車税、種別割の税率を設定するものでございます。税額につきましては2,000円ということでございます。

続きまして、5ページをご覧ください。第89条種別割の減免ということで、先ほどの法人番号にかかる法律条項の整理と、それから第82条の改正に伴う文言整理というものでございます。

続きまして6ページをお願いいたします。第90条、身体障害者等に対する種別割の減免ということで、今回、道路交通法の改正に伴いまして、マイナ免許証の運用が開始されました。これに伴う減免申請の時にですね、運転免許証の提示義務にかかる規定等の整備等となってございます。

続きまして、7ページをご覧ください。第139条の3特別土地保有税の減免。こちらも法人番号にかかる法律条項の整理となっております。

8ページでございます。附則の部分になりますけれども、第10条の3、こちら新築住宅等に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとするものがすべき申告ということで、総務省法令で定める大規模修繕工事を行ったマンション、特定マンションと言われるものでございますけれども、こちらにかかる固定資産税にかかる特例につきまして、申告書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することとする規定が新設されました。なお、笠置では該当するマンションはございませんけれども、関係条項のつながりが今後の改正に用いられることを考慮しまして整理するものでございます。

続きまして第10条の4、令和2年7月豪雨にかかる固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告等でございます。こちら被災者支援を継続するため、地方税法が改正されておりまして、それに合わせた条ずれなどに対応した町税条例の条文整理としております。

今回の施行日は本条例の施行日は令和7年4月1日でございますけれども、固定資産税に関しましては、令和7年度以降の年度分の固定資産税について適用するという一方で、令和6年度までの固定資産税については改正前の条文が適用されるという経過措置が設けられてございます。

同じく軽自動車税関連の第82条第1号についても同様でございます。今回の改正は令和7年度以降の年度分の種別割について適用されます。令和6年度までの軽自動車税の種別割につきましては、改正前の条文が適用されるという経過措置が設けられております。説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

質疑は、同一議員につき、同一の議題について3回までですので申し添えます。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第1号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対して起立しない者は、反対とみなします。

また、賛成者については、議長が結果を発言するまで着席しないでください。

承認第1号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、承認第1号、笠置町税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

---

議長（西 昭夫君） 日程第7、承認第2号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山本篤志君） 承認第2号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件について提案理由を申し上げます。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）等が令和7年3月31日に交付されました。国民健康保険税の基礎課税額等に係る課

税限度額と軽減判定所得額の引き上げが同年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となったため、地方自治第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（草水英行君） 失礼いたします。承認第2号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件につきまして、ご説明をさせていただきます。

新旧対象表にて説明をさせていただきますので、議案書の2ページをご覧ください。

第2条、課税額でございますけれども、地方税法などの改正によりまして、国民健康保険税の基礎課税額等にかかる課税限度額、後期高齢者支援金等課税額にかかる課税限度額について引き上げをされました。笠置町の国民健康保険税は均等割や平等割、そして今回の改正対象である前年の所得に応じた所得割の三つで公正課税されております。この所得割につきましては、課税所得額に税率をかけて算出されますが、その際に上限が設けられておりまして、これまで基礎課税額では65万円、後期高齢者支援金等課税額としては24万円としておりました。今回の改正ではこの65万円が66万円、24万円が26万円と上限の引き上げとなるものでございます。

第23条でございます。国民健康保険税の減額でございますが、先ほどの第2条の改正に加えまして、5割軽減と2割軽減となる判定基準算定における額が引き上げとなりました。世帯の国民健康保険加入者数と所得に応じた国民健康保険税額の軽減が図られておりますけれども、その際5割軽減判定に用いる額が29万5,000円から30万5,000円、2割軽減判定に用いる額が54万5,000円から56万円になったことによりまして軽減を安定する額が引き上げられているものでございます。説明は以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西 昭夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、承認第2号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

承認第2号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、承認第2号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに決定しました。

---

議長(西 昭夫君) 日程第8、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長(西 昭夫君) これで、本日の日程は全部終了しました。

これで、会議を閉じます。令和7年5月第2回笠置町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前10時54分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 西 昭 夫

署名議員 由 本 好 史

署名議員 西 朋 子